

議案参考資料

[令和4年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

地域づくり課 生活安全担当

議案名

議案第17号 桐生市交通指導員設置条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

民法の一部改正で成年となる年齢が引き下げられることから、交通指導員の資格について「年齢20歳以上」を「年齢18歳以上」に改めるものです。

概要

桐生市交通指導員の年齢要件の下限を次のとおり改めます。

	現行	改正案
第4条 第1号	本市に居住する年齢 <u>20歳</u> 以上の者	本市に居住する年齢 <u>18歳</u> 以上の者

(施行期日：令和4年4月1日)

背景・経過

民法が一部改正され、令和4年4月1日から施行されます。改正により、成年となる年齢が20歳から18歳に引き下げられるため、交通指導員の資格要件についても18歳以上に改めるものです。